

---

プロジェクト **四半期報告書制度の見直しへの対応**

項目 **本日の審議事項**

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、本日の企業会計基準委員会において審議頂く事項の概要についてご説明することを目的としている。

## II. これまでの経緯

2. 第 526 回企業会計基準委員会（2024 年 5 月 22 日開催）では、四半期報告書制度の見直しに関連する課題として、今後、次の項目を検討することを提案した。
  - (1) 四半期会計基準等<sup>1</sup>と中間会計基準等<sup>2</sup>を統合した会計基準等の開発の要否
  - (2) 中間会計基準等に関連する他基準修正への対応
    - ① 中間会計基準等に関連する他の会計基準等のうち用語の置き換え
    - ② 中間会計期間の取扱いについて現行の会計基準等で取扱いが明らかでない項目の取扱い
3. 審議の結果、前項のうち、(1) 及び(2) ①については四半期会計基準等と中間会計基準等を統合した会計基準等の開発の要否を踏まえて今後検討することとし、先に前項(2) ②について検討を開始することとした。
4. 第 528 回企業会計基準委員会（2024 年 6 月 20 日開催）以降に行った審議状況は、以下のとおりである。

検討した項目	企業会計基準委員会
他基準修正への対応	
・ 中間会計期間の取扱いについて現行	第 528 回（2024 年 6 月 20 日）

<sup>1</sup> 審議資料では、企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」を「四半期会計基準」、企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」を「四半期適用指針」、四半期会計基準と四半期適用指針を合わせて「四半期会計基準等」として表記している。

<sup>2</sup> 審議資料では、企業会計基準第 33 号「中間財務諸表に関する会計基準」を「中間会計基準」、企業会計基準適用指針第 32 号「中間財務諸表に関する会計基準の適用指針」を「中間適用指針」、中間会計基準と中間適用指針を合わせて「中間会計基準等」として表記している。

の会計基準等で取扱いが明らかでない項目の取扱い	第 530 回 (2024 年 7 月 30 日)
-------------------------	---------------------------

**III. 本日の検討事項**

5. 本日は、本資料第 2 項の項目のうち(1)の四半期会計基準等と中間会計基準等を統合した会計基準等の開発の要否 (審議事項(5)-2) についてご審議いただきたい。
6. 第 530 回企業会計基準委員会(2024 年 7 月 30 日開催)で聞かれた意見については、審議事項(5)-3 に記載している。

以 上